

えひめ森林公園木製遊具等整備工事に関する要求水準書

1. 要求水準書の意義

本要求水準書は、えひめ森林公園木製遊具等整備工事に係る企画提案募集の前提条件となる要求水準を示すものである。企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本要求水準書に明記されている事項（以下「要求水準書」という。）を満たした上で、本件事業に関する提案を行うことができる。

2. 工事の概要

(1) 工事名

えひめ森林公園木製遊具等整備工事

(2) 工事箇所

えひめ森林公園（伊予市上三谷）

- ・第1林間広場（別添の参考資料1及び参考資料2を参照のこと。）
- ・第2林間広場（別添の参考資料1及び参考資料2を参照のこと。）

(3) 工事の概要

ア 実施設計（デザイン含む）一式

※設計内容については、県の承諾を得るものとする。

イ 木製遊具等設置工事（製造・土工・基礎含む）一式

- ・ブランコ
- ・フォトフレーム
- ・ベンチ
- ・ばね遊具

ウ 安全施設設置工事（安全マット、安全柵、注意看板等）一式

※下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案であれば、積極的な追加提案を求める。

(4) 契約上限金額

15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 工期

契約締結日から令和5年3月24日（金）

3. 提案を求める範囲

- (1) 本要求水準書を満たしたうえで、目的物のレイアウトを含むデザイン（完成予想図）、構造形式、機能について提案を求める。
- (2) 設置後の維持管理を容易かつ経済的にできる対策の提案を求める。ま

た、参考資料として完成後 15 年間に係る維持管理費用を一年毎にまとめて維持管理ランニングコスト表（任意様式）を提出すること。

4. 要求水準

- (1) 利用者の SNS 等による情報発信を促し、更なる誘客促進と認知度向上を図ることを目的としたデザインとすること。
- (2) 遊具の基準等は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する基準(最新版)（(一社)日本公団施設等協会）」又はこれと同等の基準に準拠するとともに、賠償責任保険の対象となる製品であること。
- (3) 納入完了後から 2 年間の保証を付すこと。（納入時に保証書を提出すること。）
- (4) 遊具にはセーフティマット等の必要な安全施設を設置すること。
- (5) 各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置し、安全性を考慮すること。
- (6) 遊具の対象年齢は、3 歳以上とし、各遊具のわかりやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付する。
- (7) 遊具等の主要部材には、愛媛県産木材を使用し、製材の JAS 保存処理の性能区分の K4 相当又は AQ 保存処理製品の性能区分の 1 種相当の防腐処理を行うこと。また、その他の部材についても腐食しにくく、耐久性に優れた材質とすること。
- (8) 遊具等は木の良さが伝わる仕様とすること。
- (9) 炎天下での利用について、利用者に対し配慮すること。
- (10) 遊具等は、維持管理（交換及び修理）がしやすい材質及び構造とするとともに、交換部品の調達が容易であること。
- (11) ブランコについては、上記（2）の基準を満たしたうえで、本体高さ 3.5m 以上の 2 連とし、ウッドデッキ付きとすること。
- (12) フォトフレームは CLT を活用した仕様とすること。

5. 施工条件

- (1) 施工時間帯
原則として、施工時間は 8 時 30 分～17 時 00 分とするが、管理者が認める場合はこの限りではない。
- (2) 留意事項
 - ・受注者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにする

- こと。また、設置前に監督員へ連絡し、材料の検収を行うこと。
- 工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来形管理、品質管理、その他）に整理し、工事の工程が容易に把握できるようにすること。
 - 遊具等の品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等）及び竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。
 - 基礎設置に伴い発生する残土は隣接地に整地すること。
 - 現場より発生する建設副産物については、適正に処分すること。
 - 構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。
 - 工事区域は工事関係者以外の出入りが無いよう進入防止柵等で封鎖するとともに、工事車両の通行の際は交通誘導員を配置する等安全対策を行うこと。また、他の利用者の妨げにならないようにすること。
 - 工事に伴い、既設の公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等を行うこと。

6. 参考資料

(1) 位置図（参考資料1）

(2) 詳細位置図（参考資料2）

※その他必要となる書類等がある場合には、担当課へ申し出ること。